

中国における国・公立大学授業料政策の変容

比較教育社会学コース 徐 興

Transformation of Tuition Fee System of Public Universities in China

Guoxing XU

Tuition fees of public universities are greatly increasing in recent years in China. Many researchers have made an attempt to examine the effects of rising fee on students' enrollment behavior. However, there is no systematic analysis of the causes of fee increase, and the causal relations between the fee rising and the expansion of higher education.

This paper will focus on the following four points: (1) the history of university fees, (2) the present situation of tuition fees, (3) the mechanism responsible for the fee rising, (4) the relation between the rising of fees and the higher education expansion.

The findings of this article are as follows: (1) The transformation of fee system is not from free-fee one to high-fee one directly, but through several transitive phases in which various fee policies were experimented by the central government. (2) The present standard of tuition fee is very high. Fee average is up to 5000 yuan every year. And the amount of fee collected by different institutions varies greatly according to university and department's prestige. (3) Each institution of higher education played an important role in the process of fee rising. The central government changed the fee policies, which gave each institution an arbitrary power to decide its fee level and how to spend it partly. (4) Consequently, the fee rising in public universities gave an incentive to every institution and directly promoted the expansion of the higher education.

目 次

I はじめに

- A 研究背景
- B 先行研究の整理
- C 本稿の課題と構成

II 授業料政策の変容

- A 大学教育無償期
- B 授業料制度改革試行期
- C 授業料制度形成期
- D 授業料上昇期

III 多様化している授業料水準

- A 大学別による授業料の多様化
- B 専攻別による授業料の多様化
- C 大学別授業料と専攻別授業料の比較

IV 授業料上昇のメカニズム

- A 高度経済成長
- B 大学自主権の拡大
- C 授業料上昇と大学拡張

V まとめ

- A 本稿の知見
- B これからの課題

I はじめに

A 研究の背景

1977年¹⁾以来の25年間、中国における国・公立大学²⁾の授業料制度は急激に変化してきた。その変化を要約すると、四つの時期、すなわち大学教育無償期(1977年～1988年)、大学授業料制度改革試行期(1989年～1993年)、大学授業料制度形成期(1994年～1997年)、大学授業料制度上昇期(1998年～2002年3月現在)に分けられる。全体の変化趨勢をみると、大学の授業料は、特に最近の15年間ほど上昇の一途を辿ってきた(図1)。授業料の急上昇に伴い、授業料政策が研究者の間で議論の一つの中心となっている。

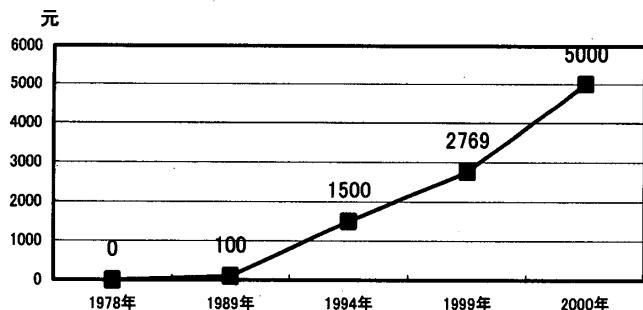


図1 中国における授業料水準の推移:1978～2000

B 先行研究の整理

中国における大学研究のインデックス誌「高等教育」³⁾という雑誌をみると、1988年7月号～2003年3月号の間に、大学授業料(奨学金・学生ローン・生活費・家庭所得などを含む)を論じた論文数は、合計138件である。それらの論文を掲載した雑誌数は、合計89巻であり、その期間に出版された雑誌(合計165巻)の53.9%を占めている。時期区分から論文掲載率(論文の掲載された雑誌数/出版された雑誌総数*100%)をみると、授業料制度改革試行期においては、30.3%であり、授業料制度形成期においては、75.0%となり、ピーク期を迎えていた。授業料上昇期においては、やや減少したが、それでも64.7%の雑誌は、この類の論文を掲載していた。

次に、授業料上昇(当時)に対する論文の主張を見てみよう。もちろん論文の観点を著者の思惑通りに見極めるのは、不可能とまではいわなくとも、かなり難しいことではあるが、ここでは、各論文の基本的な主旨に基づいて、その時期における大学授業料の上昇趨勢に対する態度を、「賛成」、「やや賛成」(条件付き賛成)、「やや反対」(条件付き反対)、「反対」、「不明」の五つに分けることとする。それぞれの時期における各種の論文の分布(大学授業料について、ある時期におけるある態度持つ論文数/その時期に出版された論文数*100%)は、図2である。

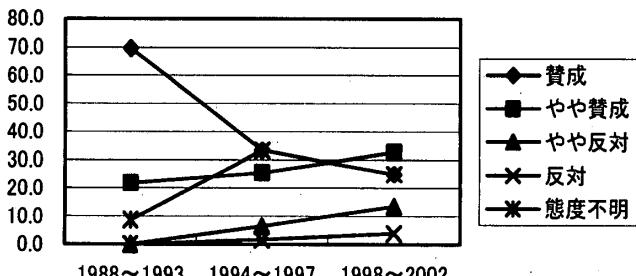


図2 大学学費に対する研究者態度の変化(%)

図2によると、90年代にわたって、授業料上昇に対して「賛成」としている研究論文の数は、授業料制度改革試行期の69.6%から、授業料制度形成期の33.3%へ、そして、授業料上昇期の25.0%にまで、大幅に減少了。 「やや賛成」としている研究論文の数は、授業料制度改革試行期の21.7%から、授業料制度形成期の25.4%へ、そして、授業料上昇期の32.7%にまで、緩やかに増加してきた。「やや反対」としている研究論文の数は、授業料制度改革試行期の0.0%から、授業料制度形成期の6.4%へ、そして、授業料上昇期の13.5%にまで、直線的にあがり、「反対」としている研究論文の数も、授業料制度改革試行期の0.0%から、授業料制度形成期の1.6%へ、そして、授業料上昇期の3.8%にまで、増えてきた。「態度不明」をしめる論文の大部分は、世界各国における大学授業料についての比較研究および中国大学授業料制度についての記事であるが、授業料制度改革試行期8.7%から授業料制度形成期の33.3%へ、授業料上昇期の25.0%にまで、変化してきた。もう一つ付け加えたいのは、「条件付き賛成」と「条件付き反対」の「条件」とは、授業料上昇率のコントロール、学生助成制度の整備ということである。論文からみると、「大学授業料の上昇率を抑える」、また「学生助成制度を整備する」という条件下で授業料徴収に賛成するものが多い。しかし、現実では、中国の授業料上昇は止まらないし、学生助成制度も整備されていない。中国の政治的な背景を加えて考えてみると、「やや賛成」と「やや反対」と主張している二種類の論文は、大学授業料上昇(当時)に対する反対の態度をとっているとみてもよいであろう。

先行研究をレビューした結果をみると、現在の中国においては、研究者の間に授業料上昇に対する疑問の声が既に上がってきたことがわかる。だが、大学授業料制度は、どのような政策転換を経て、今日に至っているのか。その変化の背後には、どのようなメカニズムが潜んでいるのか。今日の授業料水準は、どのような特徴を持っているのか。これらについて、厳密的な実証研究は、ほとんどなされていない。

C 本稿の課題と構成

先行研究の抱える問題点を解明するのが、本稿の最終的な課題である。この問題意識を念頭におき、本稿において、続くⅡ節では、中国における大学授業料政策の変容を描き、Ⅲ節では、授業料水準の現状及びその特徴を分析し、Ⅳ節では、Ⅱ節とⅢ節の分析にもとづいて、授業料変容の背後にあるメカニズムを探り、

最後に、V節では、本稿の知見をまとめ、今後の授業料政策のシナリオを描きたい。

II 授業料政策の変容

A 大学教育無償期(1977年~1988年)

1977年、中国において高等教育システムの立て直しが始まった。その後の数年間、厳しい全国統一高等教育入学試験が行われ、選ばれたごく少数のエリート学生に対して、授業料を徴収しないと同時に、全員に無料の学寮を提供し、相当額の給付金を生活費(1983年、人民助学金へ、1986年、人民奨学金へと改称)として、補助していた。給付金の金額は、地域別と大学生の種類によって異なる(表1)。最も低い4等級地域での一般学生の給与金は月給21元で、それでも年間で換算すると、給与金の年間金額は253元である。そのとき、農民の平均年収は133.6元、都市部の平均年収は343.3元である(1983年水準)。卒業後、政府から得られるよい職を望むことはもとより、目の当たりにもらえる人民助学金というものだけをみても、大学進学は、悪くない選択だったといえるだろう。

しかし、当時の高等教育制度には様々な問題が絡んでいた。第一に、大学生は勉強のやる気がなかった。「60点万歳」(及第点がとれればよいということ)が当時の大学キャンパスの流行語となった。そのため、就職先の評価によると、専門知識を身に付けずに卒業した大学生の数が少なくない(劉 1986)。それでも、大学生がまだ少なかったため、労働市場においては、大卒生の売り手市場であった。それは、授業料制度を含む学生募集と配分制度のせいであったといわれていた。それらの制度によって大学生の一生が保障されるために、在学中に勉学するインセンティブがなくなるのは当然であった。適正な授業料を徴収すれば、大学生に勉学のインセンティブを与えるはずだという意見が研究者の間に非常に強かった(唐 1988)。

第二に、経済生産に必要な人材を養成するために、高等教育の規模を速く拡大しなければならない。上海

市を例にしてみれば、1983から1987年かけて、毎年2万以上の卒業が必要と予測されたが、上海市の高等教育機関の卒業生数は約1万強にすぎない(解放日報 1983)。その原因の一つは、政府の教育投資が不十分であった。もう一つは、各高等教育機関の学生数拡大のインセンティブのなさである。たとえば、高等教育における教師対学生の比率は、1980年の水準が1:3.9であり、国際的に比較してみると、かなり低い(葉 1981)。すなわち現有の教員と教育・研究施設を持って多くの学生を受け入れることができる。ところが、そのときの高等教育財政体制の下では、政府が一括して、各高等教育機関に資金を配分することとなり、学生定員が増えれば、仕事ばかり増えるため、各々の高等教育機関は、学生募集の拡張に必ずしもインセンティブを持っていない。

以上の諸点を考慮し、1983年、委託養成学生制度が試行された。その制度の肝要な点は、委託養成学生の養成費用が委託した機関によって提供され、学生は卒業後、委託した機関で働くなければならないということにある。年間委託費用は、工科・医科・芸術科の高等教育機関で1000~1300元、農林・理科・体育科で900~1200元、文科・財政・経済・政治・法律で700~1000元である。その委託費用の10%を、高等教育側は自分の目的に使うことができる。(教育部・国家計画委員会・財政部 1984)。

この委託養成制度の発足により、中国の高等教育募集制度の弱点はある程度克服された(光明日報 1983)が、徹底した改革とはなっていない。特に、委託養成制度は高等教育機関側に一定のインセンティブを与えたが、委託生の入学基準と定員数などが、政府関連部門によって決められ、全体の大学生の中では、委託生の割合は少なかった。たとえば、1986年の委託生は、全体の入学定員の8.5%しか占めていない。高等教育機関側が十分のインセンティブをえたとはいい難い。

高等教育エリート段階において大学卒業生の得られた経済的・社会的優遇は、人々の大学への進学意欲を引き起こした。そして経済が成長しているために、一

表1 人民助学金支給基準(元)

学生類別	地域別給与等級							
	4	5	6	7	8	9	10	11
一般学生	21	21.5	22	22.5	23.5	24.5	25.5	27.5
勤務5~7年の勤労学生	32.5	34	35	36	37.5	39	40	41
勤務7年以上の勤労学生	37.5	39	40	41	42.5	44	45	46

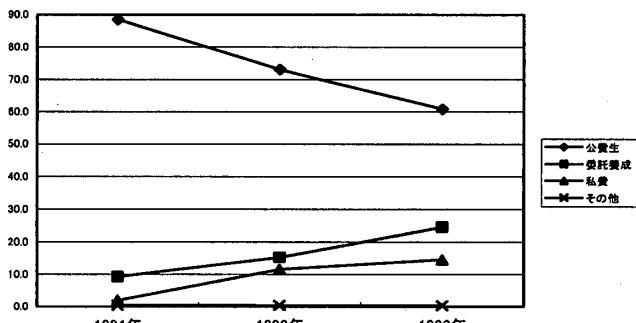
出所: 大塚豊「中国高等教育関係法規(解説と正文)」(1991 p111)より作成。

部分の国民の間では、私費でも、子どもを大学に行かせたいという要求が高まつた。一言で言えば、高等教育の需要が拡大していた。しかし、既に述べたように政府の高等教育投資は十分ではなかった。そのような背景において、1985年、私費学生の募集が始まった。私費生の納めた授業料は、原則的に国家計画学生の経常費の80%以上である(大塚 1995)。国家計画学生の年間経常費は約2500元であるため、私費生の年間経常費は2000~2500元であると推定できる⁴⁾。

このように、中国の大学入学募集は二つのコースが形成された。すなわち、公費生(国家計画学生)と私費生(委託養成学生含む)⁵⁾である。私費生の募集と授業料の徴収について国家の規定はあるが、各々の高等教育機関は相当の権限をもっていることは事実である。

B 授業料制度改革試行期(1989年~1993年)

1989年、長く議論されていた授業料徴収制度が施行され、すべての公費新入生が授業料を納めることになった。しかし授業料は年間100元であつて、私費生のそれに比べ、かなり少なかった。その状況において高等教育機関側は、私費生の枠(委託養成学生を含む)を多くしたい。1991~1993の3年間の数字を見ると(図3)、新入生全体に占める公費生の割合が下がってきた。それに対して委託養成と私費生の割合が上がってきた。



出所:「中国教育事業統計年鑑」(1991、1992、1993)により作成

図3 各類新入生の割合の変化の推移(%)

大学新入生に占める私費生の割合が増加するにつれて、高等教育機会均等をめぐり広範囲で論争を巻き起こした。というのは、相対的に成績の優れた高校生が、費用を負担できずに、入学できないケースが出る一方、学習成績がよくないのに、お金の力で入学できる学生が増えていたからである(蒋 1994)。特に、委託養成学生は、入学する前、委託先を探さなければならない。それは、当時の中国においてはコネがなければ、殆ど不可能なことであった。そのことが、学生募集における

高等教育機関側の自主権限の増大によって悪化した。募集の前、国家政府の関係部門が計画的に入学定員と入学基準を決めるため、一次募集だけで入学基準を満たす入学者数を確保できるとは限らず、二次募集が必要となる。二次募集の入学基準と定員数が各高等教育機関側によって作られ、教育部に報告することとなっている⁶⁾。高等教育側は、高い授業料をとるために、一般的に公費生の枠をそのままにして、私費生の枠を多くしていた。

他方、委託養成と私費生の枠が拡大されたといつても、公費生が、新入生の大勢である。そのとき、農村部の一人当たり国民収入は601.5元、都市部の一人当たり国民収入は1305.7元であり、比べてみれば、年間100元の公費生授業料は決して高いものではなかった。そのような水準の授業料が、政策の思惑通り、公費生に勉学のインセンティブを与えることができるとは想像できにくい。

現行授業料制度の欠点を是正するために、1993年、国家教育委員会に属している東南大学と上海外国语学院では授業料制度の新たな改革試行が行われた。公費生と私費生の種別をなくし、すべての新入生を対象に授業料を徴収することになった。

東南大学の改革案では、入学料は500元、年間授業料は2500元である。同時に、奨学金(返還義務がない給付金)制度の改革も行われた。

奨学金制度の改革については、第一学年では、入試成績による新入生をA、B、C等に分ける。A等の新入生(全体の10%)が総合一等奨学金を受ける。総合一等奨学生は、授業料が免除されると同時に、奨学金(年間1000元)がもらえる。B等の新入生(全体の65%)が総合二等奨学金を受ける。総合二等奨学生は、授業料は免除されるが、奨学金はもらえない。C等の新入生(全体の25%)は授業料の免除もなく、奨学金ももらえない。入学後の第二学年からは、在学中の総合成績によって、学生の等級を再び認定される。そのほか、単項奨学金(特技を持つもの)と専業奨学金(専門勉強の成績による)が設けられた。

また大学のカリキュラムと履修制度も改革された。学生が授業料を納めることで、学部や専攻を選ぶことができることになった。また進学してからも、別の学部と専攻へ移ることもできるようになった⁷⁾。

C 授業料制度形成期(1994年~1997年)

1994年、授業料改革の試験校は37校にまで拡大した。そのなかで、国家教育委員会の所管している大学は29

校である。試験校において公費生と私費生(委託養成を含む)の種別をなくし、学生全部を対象に1000～1500元の授業料を徴収することにした。そして、異なる地方や学校や専攻などによる授業料標準の差異を認めた。1995年、試験校の数は一気に増えて、247校にまでのぼった。その中で、国家教育委員会に属している大学は89校である。試験校の大学は、ほとんど1500元の授業料を徴収した。しかし、全国的に急に高くなつた授業料は、世論の非難を招いた(蒋 1994)。そのため、政府が授業料の標準を改めて規定した。「一般的の大学は1200元以下の授業料を徴収すべし、自主募集で試験をおこなう大学は1800～3200元を徴収すべし」とした(中華人民共和国教育委員会『1995普通高等学校収費標準に関する通知』)。その規定は、高等教育機関側が自主的に授業料を高く設定することを防ぐためだが、逆に、高等教育機関側は、高い授業料を徴収できるために、試験校になった⁸⁾。結局、1996年、授業料徴収制度の行われた大学数は、661校となり、全体の2/3にのぼった。1997年、中国大陆の全ての大学において、公費生と自費生の差異をなくし、授業料制度が全面的に実施された。このように、実際の授業料政策の形成過程から見れば、授業料政策が政府によって実施されたというより、各大学における授業料徴収の現実が政策の形で、公式に認められたということであろう。

D 授業料上昇期(1998年～2002年3月現在)

第4期は、ほぼ第3期の延長線上にあるといつてもよい。高等教育に対する国家コントロールの緩和により、授業料の徴収に関して各高等教育機関は大きな権限を有するようになった。彼らは国家の授業料政策を活用し、国家の定めている範囲内で、できるだけ授業料を高く設定し、同時に市場の需要が高い専攻の授業料を高く設定した。高等教育機関が集中的に立地している北京市と上海市の数字を見ると、1999年、平均年間授業料は2769元だったが、一年後の2000年、平均年間授業料が5000元にまでのぼった(王 2002)。

高等教育のエリート段階において、大学進学への需要ははるかに供給を上回っている。そのため、授業料上昇が人々の進学行動にマイナス影響を与えるという傾向が見られずに、逆に授業料が急上昇しているにもかかわらず、人々の大学への進学意欲が上がってくるという現象が見られた⁹⁾。

III 多様化している授業料水準

20年以上授業料政策の変化の結果、現在の中国においては、授業料は、高い水準にあり、多様化している。具体的にいえば、高等教育機関と専攻によって学生の収める授業料が異なる。そのため、現在の中国の授業料水準を正確に把握することは極めて難しい。中国の国・公立大学は、修業年限によって専科大学(2年制)と本科大学(4年制)に分けられる。本科大学は、学術水準のレベルによって、普通4年制本科、省重点大学、全国重点大学となっている¹⁰⁾。表2にみると、授業料が大学と専攻別によって異なることは明らかである¹¹⁾。

A 大学別による授業料の多様化

大学別の授業料水準をはっきりするために、表2にもとづいて図4を作成した。図4を見ると、全国重点大学の授業料は4946元になり、一番高い。続いて省重点大学の授業料は4230元、普通4年制本科の授業料は3500元、専科大学の授業料は3050元という順である。明らかに、大学の学術と社会威信があがるにつれて、授業料は上がってくいく。

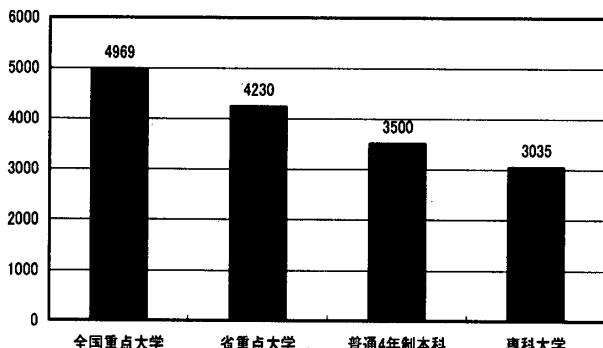


図4 大学別の平均授業料(元)

B 専攻別による授業料の多様化

専攻別の授業料水準をはっきりするために、表2に示した専攻を人気度によって人気のない専攻、どちらもいえない専攻、人気のある専攻に分けた¹²⁾。専攻の人気があればあるほど、卒業後、よい職につきやすいと一般的に思われる。そして、表2にもとづいて専攻別の平均授業料を計算し(専攻別授業料 = Σ 専攻授業料 / Σ 専攻数)，図5を作成した。図5をみると、各大学の中でも、専攻別によって授業料が変化していることがわかった。またすべての大学で、授業料は人気のない専攻からどちらでもいえない専攻へ、そして人

表2 中国における授業料の水準(2000年)

大学名	大学類型	募集専攻	授業料(元)		
			専攻類型	専攻数	
B	全国重点大学	外国語(英語)、文史哲(含社会学、政治学)	15	4800	
		商学、法学(政治学除外)、工学(機械)、工学(電子)	11	5200	
平均				4969	
C	省重点大学	工学(鉱産、機械)	5	3200	
		工学(機械)、理学(化学)	9	3700	
平均		理学(数学)	5	4000	
Q	普通4年制本科	工学(自動化、電子、コンピュータ)、法学(政治学除外)、商学、経済学	23	4500	
		工学(生物遺伝子)	3	5000	
平均		外国語(英語)、芸術	2	5500	
平均				4230	
A	財貿専科大学	教育	4	2700	
		法学(政治学除外)	1	3000	
平均		工学(農林)	1	3300	
G	工業専科大学	工学(機械)	7	3500	
		工学(電子、コンピュータ)	3	4400	
平均		工学(生物遺伝子)	2	4500	
平均				3500	
A	財貿専科大学	商学	2	3200	
		英語(貿易)	1	3500	
平均		工学(鉱産)	2	2600	
G	工業専科大学	工学(機械)	10	2900	
		工学(電子)	2	3200	
平均		工学(コンピュータ)	3	3400	
平均				3035	

注:大学別平均授業料 = Σ 専攻授業料 * 専攻数 / Σ 専攻数。なお、2000年では、総合大学の中には、医学部がなかった。

気のある専攻へと上昇している。

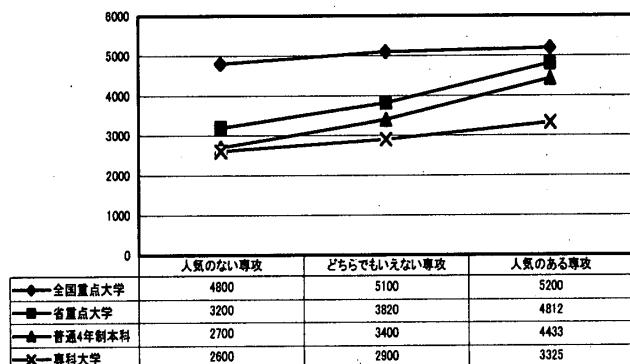


図5 専攻別の平均授業料(元)

C 大学別授業料と専攻別授業料の比較

4年制大学(普通4年制本科、省重点大学、全国重点大学)の授業料に注目し、大学別と専攻別の次元で組み合わせると、図5のような以下の9つの授業料水準が得られた。高い順に示すと、①全国重点大学・人気のある専攻(5200元)、②全国重点大学・どちらでもいえない専攻(5100元)、③省重点大学・人気のある専攻(4812元)、④全国重点大学・人気のない専攻(4800元)、⑤普通4年制本科・人気のある専攻(4433元)、⑥省重点大学・どちらでもいえない専攻(3820元)、⑦普通4年制本科・どちらでもいえない専攻(3400元)、⑧省重点大学・人気のない専攻(3200元)、⑨普通4年制本科・人気のない専攻(3400元)である。明らかに、大学別の差があるが、専攻の差が大学のそれより大きいことが注目される。

授業料変化の結果として威信のある大学の、しかも卒業後の待遇がよい大学ほど、授業料も高い、という構造を持っている。いいかえれば、最も経済的な利益が高い大学教育ほど価格が高い、ということになる。きわめて市場的な価格機能が働いている高等教育システムであるといえよう。

授業料上昇のメカニズム

高等教育エリート段階において授業料上昇の背後にあるメカニズムについて、金子(1987 p.67-88)は、明治、大正期における日本の国立大学授業料の変容過程を考察し、その時期の授業料の徴収に関して反対する二つの理念を指摘した(表3)。

表3 授業料に関する理論

	育英主義	受益者負担主義
人材選抜・育成の理念	公正優先	効率優先
授業料の理念	公費主義	受益者負担
授業料政策	無料と低授業料	高授業料
政策環境	高等教育離陸前期、経済発展と国民収入の水準低い。	高等教育離陸後期、経済発展と国民収入の水準高くなりつつある。

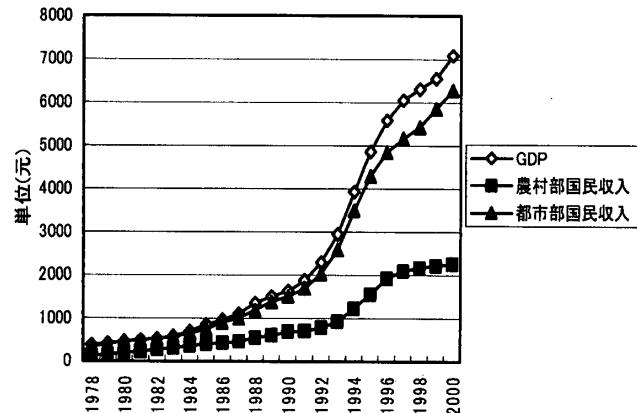
出所：金子「受益者負担主義と育英主義」(1988)を筆者がまとめたもの

金子によるならば、人材選抜の公正理念に立つ育英主義は、無料あるいは低授業料政策をとる。人材選抜の効率優先原則にもとづいての収益者負担主義においては、高授業料政策をとる。また、当時の日本政府が、どちらの政策をとるのかは、経済発展水準、国民収入水準、高等教育システムのおかれている段階によって左右された。経済発展水準と国民収入が低く、高等教育がまだ離陸初期においては、無料あるいは低授業料政策がとられた。その後、経済と高等教育が急速成長するにつれて、高等教育が離陸後期に突入すると、授業料が上昇していく現象が見られた。その日本の経験に照らして、中国の授業料政策の変容をどう捉えるのか。次に二点を考察する。

A 高度経済成長

第一、授業料上昇の背景は、何よりもまず、経済成長である(図6)。一人当たりGDPの変化を見ると、2000年の水準は、1990年の水準の4.3倍、1978年の水準の18.7倍となる。農村部一人当たり国民収入の増加率は低かったものの、都市部一人当たり国民収入の増加率は、殆ど経済成長率とかわりがない。

経済の高度成長と国民収入の増加は、授業料上昇を可能にした。というには、それによって授業料に対す



出所：「中国統計年鑑」(2001)により作成

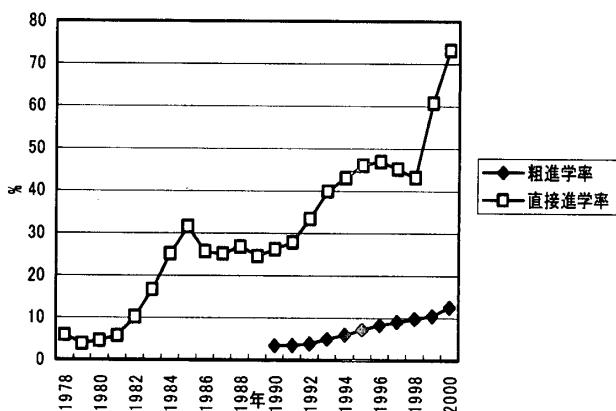
図6 中国における一人当たりGDPと国民収入の推移：
1978~2000

る人々の負担能力が大きくなつた。そして、「経済成長はまず生産活動の拡大、産業構造の高度化によって起ころから、労働市場における高学歴の労働力への需要が拡大する」(金子 2000)。その状況において高等教育の私的收益率は高くなっていることによって、大学進学意欲の高揚がもたらされ、授業料上昇政策が国民によって受け入れやすくなるとも考えられる(陳 1998)。また一人っ子政策によって家計の所得が一人の子どもの教育に集中的に投資される傾向があることも重要である。

他方、経済成長によって授業料上昇政策が必要とされた。高度経済成長につれ人材需要が高まり、高等教育の拡張は政策に急務となつた。政府の高等教育支出が増えつつあるが、急に拡張している高等教育を政府の教育投資だけにより支えることができなくなつた。授業料が大幅上昇したことは、大学拡張によって生じた運営資金の不足を穴埋める役割を担つた。

また経済成長のテンポは、前述の授業料変化の四つの時期と殆ど一致している。1978~1988年の時期において経済成長が緩やかであり無料の授業料政策がとられた。しかし、経済が成長しつつあるため、様々な授業料徴収の改革を見せ始めた。1989年ごろから、経済は高度成長時期に入り全大学生を対象に授業料徴収政策は始つた。1994年~1999年の間に、一人当たりGDPが急増を見せ、授業料徴収制度もその時期に制度化された。1998年から、前の段階より、経済成長の速度が少し落ちたが、まだ高い水準であった。結局、その経済成長の勢いに乗り授業料は驚くスピードで上がつてきた。

さらにこの四つの時期は、大きく二つの時期、すなわち無償期(1978~1988)と授業料上昇期(1989~現在)



出所：「中国統計年鑑」、「中国教育事業統計年鑑」(2001)により作成

図7 中国における大学粗進学率と直接進学率の推移：
1978~2000

に分けられる。これは、日本の高等教育発展初期の離陸前期と離陸後期に相当すると考えられる。両時期において、経済成長と高等教育規模の拡大(図7)¹³⁾に伴い、授業料が上昇してきたという点では、日本と中国とは、似ているといつてもよいであろう。

B 大学自主権の拡大

第二に、その授業料上昇のプロセスにおいて、日本の高等教育エリート段階でみられなかつた現象が起こつた。すなわち中国における大学授業料上昇のメカニズムを分析する際、最近の20年間、中国における各高等教育機関の権限増大という要因を見逃してはいけない。その政治過程を図8にまとめた。まず、経済の高度成長によって人材養成、従つて大学拡張が要請された。しかし他方、経済はまだ低い水準に留まり、政府の財政収入は十分な余裕があつたとはいえない。公教育に対する政府財政支出の拡大は困難なことである。政府は、経済成長による国民収入の上昇、すなわち授業料負担能力の増加と大学への進学ニーズの増大を見極め、大学定員を多くするとともに、授業料をあげるという政策を取ってきた。しかし、各々の大学は、初めは、必ずしも経済と政府の大学拡大の要請に対して積極的に応えたとはいえない。というのは、大学定員を多くするということは、政府の教育投資がなければ、大学側の負担が増加するだけだということを意味するし、授業料をあげても、徴収した授業料に対して大学側は、使用権をもっていないからである。各大学は、学生募集の権限(募集の標準と収益の処置権)をもつてから、授業料上昇ということは、はじめて各大学にインセンティブを与えられてきたといつてもよいであろう。

C 授業料上昇と大学拡張

日本と中国の授業料政策を比べると、金子の論文によるならば、そのときの日本では、授業料上昇は、単に高等教育システムが拡張した結果のように見える。

しかし、中国における授業料上昇は、離陸期における大学拡大の付随現象というより、大学拡大の一つ原因であるという方が、もっと中国の現実に近いのではないだろうか。

V まとめ

A 本稿の知見

以上の分析から、次の知見が得られた。第一に、中国における授業料上昇は、大学教育無償から、直接的に高授業料へ変化してきたのではなく、いろいろな試行段階を経たことがわかった。その試行段階において委託養成学生や私費生などの新しい種類の学生が出現した。学生種類によって政策に定めた授業料水準が異なった。この政策の矛盾から、1994年、各種類の学生の異なる待遇が取り消されて、その後、授業料が一気に上がってきた。そして、大学や専攻別による授業料の異なる授業料制度が形成してきた。

第二に、マクロ的にみれば、国・公立大学授業料の上昇の背後には、何よりも、経済高度成長の背景において、人材需要の拡大および国民の高等教育への進学ニーズの高揚による高等教育への需要拡大と、政府の高等教育への投資不足による高等教育の供給不足という矛盾がある。しかし、ミクロ的にみれば、その授業料上昇の政治過程において、単に政府の授業料政策が変化したのではなく、各高等教育機関側の演じた役割が重要であった。各大学が学生募集における一定の自主権を得てから、授業料上昇という政策は、各大学に学生募集を拡大するインセンティブを与えた。そのことによって、政府は膨大な資金を投入することなしに、高等教育システムの拡大をなし遂げた。その点でいえば、授業料の上昇は、中国における高等教育拡大の引き金といつてもよい。

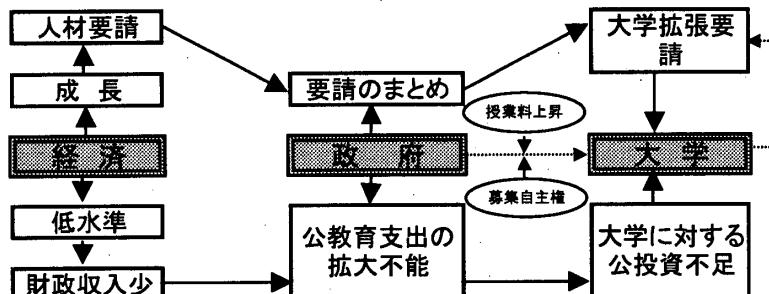


図8 授業料上昇の政治過程

B これからの課題

現在の中国では、経済成長するにつれ、高等教育は、エリート段階から大衆化へ進化しているのは、確実であるが、経済成長を中心としている政策がかわらない限り、政府の高等教育財政政策は、従来と大きな変わりがないと考えられる。そのため、高等教育機関側の自主権をより一層拡大させると予想できる。従って、国立・公立大学において授業料上昇と授業料多様化の趨勢がしばらく続く可能性が高い。また高い授業料を徴収する民弁大学が迅速に拡大していることによって、授業料という政策的問題がもっと複雑化される。これについては、新たなデータによって実証的に検討したい。

(指導教官 矢野真和教授)

注

- 1) 1976年、「文化大革命」という政治運動が終わった。1977年、大学募集制度が立て直された。新たな大学募集制度特徴の一つは、厳しい全国統一試験によって進学者を選抜することである。
- 2) 中国の民弁大学の数は増えつつあるが、政府によって高等教育機関として認可されたものはまだ少ない。従って本研究では民弁大学の授業料を扱っていない。
- 3) 中国大学書報資料中心が中国内に発行されている雑誌・新聞をレビューし、影響があると見られる論文を専門分野ごとに、集めて雑誌として出版している。「高等教育」は、その一つである。その雑誌は、論文全文収録、論文論点掲載、論文タイトルだけ収録という三つの形で、論文を掲載する。本稿のみた論文は、全て全文を収めている論文である。中国での初の授業料徴収政策は、1988年上半期に公表されたため、本稿は、1988年後半からの雑誌を中心としている。
- 4) 中国における大学生あたりの年間経常費について、法的に明記されている計算方法がない。研究者の試算によると、一人の大学生を教育するのにかかる費用は年間約5735元であり、経常費は年間約2500~3000元である(蔣 1994)
- 5) 委託養成学生は、実際、三つの種類がある。第一、委託養成学生が完全に法的な規定に基づいて募集される。すなわち委託先が委託養成費を出して卒業生を受け入れる。第二、委託先は委託養成の卒業生を受け入れるが委託養成費を出さない。第三、委託先はただ建前あるいは手続き上の委託先であり、お金を出さなく卒業生も受け入れない第二種と第三種の委託養成生は、政策を執行する過程において、実情に応じて生まれた変種といつてもよい。三つの種類の割合は公式的にわからないが、第二、第三種の委託養成の割合はきわめて高かった。言いかえれば、相当部分の委託養成生は事実上の私費生である。
- 6) 日本の届け制に相当する。
- 7) 上海外国语学院の授業料改革は、東南大学と殆どかわりがない。年間授業料は2400元、年間入学料は600元である。すべての新入生は、授業料を納めることになっていたが、奨学金制度が設け

- られた。第一学年では、入試成績による新入生を4等に分ける。全額奨学金を受ける新入生(全体の5%)が、年間2400元の奨学金がもらえる。3/4額奨学金を受ける新入生(全体の12%)が、年間1800元の奨学金がもらえる。半額奨学金を受ける新入生(全体の26%)が、年間1200元の奨学金がもらえる。1/4額奨学金を受ける新入生(全体の32%)が、年間600元の奨学金がもらえる。第二学年から、在学中の総合成績によって、学生の等級を再び認定することになった。新たな奨学金等級は、超全額(少量)、全額(全体の15%)、半額(全体の35%)、1/4額(全体の30%)などである。そのほか、単項奨学金(特技を持つもの)などが設けられる。
- 8) 試験校になるために、政府の認可は必要であるが、実際、申請すれば認可されない例は少なかった。もう一方、地域によって授業料の差が認められるため、その政策を利用し、大学側は自主的に授業料を高く設定することができる程度でできる。
 - 9) 筆者の調査結果(2002年)によると、学習成績に関わらず、96.8%の高校三年生は大学に行きたい、そして92.5%の高校三年生は全国重点大学に行きたいと答えている。
 - 10) 全国家重点大学は中央政府に過去「重点大学」と定められ、中央政府に属する4年制の高等教育機関である。省重点大学は省政府に「重点大学」と定められ、省政府に属する4年制の高等教育機関である。
 - 11) 授業料を調べるのに、ケース・スタディを用いた。全国の大学の授業料をみた上で、各類大学の中から学科の多いあるいは総合型大学を一つ選んだ。しかし専科大学は、単科大学であるため、工科類の専科大学と農科類の専科大学を二つ選んだ。
 - 12) 専攻の人気度は専攻の志願率によって決められる。専攻の人気度は卒業後の就職のチャンスと密接に関わり、就職のチャンスの代替指標とみてもよい。筆者の調査(2002年)によると、中国における人気のある専攻は、外国語、工学(電子、自動化、コンピュータ、建築、生物遺伝子), 法学(政治学除外), 商学, 芸術である。どちらでもいえない専攻は、文史哲(社会学, 政治学を含む), 工学(機械), 理学(数学を含む), 経済学である。人気のない専攻は、工学(鉱産), 教育, 農林, 水利である。
 - 13) 本研究は、高等教育規模を大学直接進学率と大学粗進学率という二つの指標でみる。高等教育の粗進学率は、中国政府が次のように推計している。高等教育の粗就学率 = (大学院 + 普通高等本専科 + 成人高等本専科 + 軍事院校本専科 + 学歴試験 + テレビ大学 * 0.3 + 高等教育独学試験 * 5) / (18~22歳人口) * 100%。中国の大学粗進学率は、2000年、12.5%となっている。

主要参考文献

- 安徽省高校招生弁公室編『安徽省普通高等学校招生報考指導』、黄山書社、2001、p.56-102
 陳曉宇ほか1998 我国高等教育個人収益率研究 高等教育研究 1998.6 33-37
 金子元久 1988 受益者負担主義と育英主義——国立大学授業料の思想史 大学論集 17 69-87
 金子元久・小林雅之『教育の政治経済学』放送大学出版会、2000、p.95
 解放日報 1883 高等教育研究会人材予測表明：六五期間上海需11

- 万大学生、五年内本市高校提供卒業生不足半数 1883.2.5①
光明日報 1983 上海高等学校發展合同弁学為各地定向培養人材
1983.1.6②
王善邁 2000 論高等教育學費 北京師範大學學報 2000.6 24-29
大塚豊著『中国高等教育關係法規(解説と正文)』広島大学大学教育
研究センター, 1991, p.76-116
北京大学高等教育研究所著・大塚豊訳『中国的高等教育改革』広島大
学大学教育研究センター, 1995, p.49-61
劉道興 1986 堅持淘汰促使競争 洛陽師專學報 1986.3 92-97
蔣鳴和 1994 関於高校学生取費標準的分析 教育時報 1994.5.10
③
中国教育年鑑編集部編『中国教育年鑑』, 人民教育出版社,
1978~2002
中華人民共和国国家教育委員会計画建設司編『中国教育事業統計
年鑑』, 人民教育出版社, 1978~2000
中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』, 中国統計出版社,
2001
中国人民大学書報資料中心編『高等教育』, 1988.7~2002.3
唐安国 1988 高等学校实行取費入学の必然性和可行性 社会科学
1988.12 41-44
葉迪群 1981 高等学校應如何考核教育投資——培養一個大学生經
濟指標の探討 高等教育研究1981.10 73-79